

高松市立花園小学校「いじめ防止基本方針」

平成 26 年 2 月 10 日策定
令和 2 年 3 月 10 日改訂

1 いじめの定義といじめに対する基本認識

「いじめ」とは、『高松市いじめ防止基本方針』（平成 29 年 12 月 22 日改定）より「児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されています。

いじめの定義には、次の 4 つの項目しか含まれていません。

- ① 行為をした者（A）、行為の対象になった者（B）共に児童であること。
- ② A と B の間に一定の人間関係が存在すること。
- ③ A が B に対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと。
- ④ 当該行為の対象となった B が心身の苦痛を感じていること。

また、「弱者に一方的に」「継続的に」「深刻な苦痛」といった要素は、方針の定義に含まれません。なお、物を隠されたり等行為者が不明であっても、いじめとして対応します。

【「認知」の適正化について】

この「いじめの定義」について全職員が十分理解して、いじめの認知を適正に行うようにします。そして、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って対応します。また、いじめは目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいに見えてしまったりする場合もあることを認識しておくべきであり、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって関わりをもち、積極的に認知します。

【「いじめ防止基本方針」を実効性のあるものにするために】

この「いじめ防止基本方針」を実効性のあるものにするために次のことに努めます。

- ① 「いじめ防止基本方針」に対する教職員間の認識の差をなくし、行動の一元化を図ります。
- ② 情報を共有します。
- ③ いじめに対する取組を PDCA サイクルで改善します。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組みます。また、教師一人ひとりが分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の学力の定着を図るとともに、学習に対する達成感や成就感を育て、自己有用感や自尊感情を育むことができるように努めます。

道徳科の時間には、命の大切さについての指導を行います。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつことができるように、教育活動全体を通して指導を行います。そして、見て見ぬふりをすることも「傍観者」としていじめに加担していることと同じであること、そのような「傍観者」を生まない集団づくりを行います。

(1) 学級の仲間づくりを丁寧に行い、お互いに思いやる温かい雰囲気づくりの構築

① アンケートの実施と活用

「なかよしアンケート」（6 月、10 月）や学級満足度調査等を実施し、児童の些細な変化に気付き、学級の温かい人間関係を築くようにします。また、児童の悩みについても知り、解決の手立てが打てるよう教員ともよい関係づくりを行っていきます。

②教育相談活動の充実

保護者や児童対象に月1回の教育相談日の希望を取り、スクールカウンセラーによる相談活動を実施します。

また、6月を「先生と話そう月間」とし、教師が児童の声にしっかりと耳を傾ける時間を設定し、児童理解に努めます。

④ 道徳科の授業の充実

「友だちとなかよくする態度」「おもいやりの心」「すべての生命の尊重」「感謝する心」「学校や家庭・地域の一員としての自覚」等を学習する、道徳科の充実を図ります。そこでの学びは、人権なかま集会等を通して親子で共に考えていきます。

⑤ 強めよう絆月間

いじめゼロを目指した話合いを各クラスや代表委員会等で行います。12月は、いじめゼロを目指す重点指導月間として人権・同和教育に関する内容の取り組みを行います。

(2) 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

すべての児童が楽しく「わかる・できる」を目指したユニバーサルデザインの授業を推進することで、居心地のよい学級づくりに取り組みます。さらに、グループや全体の場で互いの思いや、多様な考えを伝え合い学び合うことで交流を深め、学びの共有による相互理解の促進を図ります。

さらに、自分たちの仕事を分担処理する係や当番活動を自発的に行い、学校・学級集団の一員として自覚を高め、一人ひとりが活躍できる居場所づくりや絆づくりを行います。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりの構築

ア 「いじめはどの学級にも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童を見守ります。また、些細な兆候で会っても、いじめではないかとの認識を持って、児童が示す変化を見逃さないように努めます。

イ おかしいと感じた児童がいる場合、全職員で情報を共有し、より多くの目で当該児童を見守ります。

ウ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめます。解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を聞いて問題の早期解決を図ります。

(2) いじめの早期解決のため、全職員が一致団結してあたる問題解決

ア いじめ問題を発見したときには、臨時生徒指導委員会を開催し対応を協議します。

イ いじめと疑われる行為を発見したときは、その場でその行為を止めます。

ウ いじめを認知した教職員は、即時、他教員と情報共有し、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして事実関係を確認します。この場合、児童の個人情報取り扱い等、プライバシーに留意して対応します。事実確認の結果は、家庭訪問等で迅速に事実関係と今後の対応を被害・加害児童の保護者に伝えます。

エ 児童の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な援助を求めます。

オ 状況に応じて高松市教育委員会、スクールカウンセラーなどの協力を得ます。

カ いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行います。また、再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、注意深く観察を続けます。

※いじめが「解消している」状態とは、いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月は継続していること。また、被害児童が心身の苦痛を感じていないことの二つの要件が満たされている場合と考えます。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した問題解決

ア いじめ問題が起きたときには、家庭との連携を密にし、その取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かします。

イ 学校や家庭になかなか話すことができないような状況もあるので、「いのちの電話」等のいじめ問題相談窓口の利用を周知します。

(4) 教職員の指導力の向上と共通理解

いじめの定義やいじめへの対応に係る具体的な指導法についての校内研修を行い、教職員の指導力向上を図ります。また、いじめに関する児童の実態やその指導方針について、職員会議等で教職員の共通理解を図ります。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 生徒指導委員会

構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、関連学年主任、学級担任等である。必要に応じてSCやSSW、児童福祉士等の専門家を招聘します。緊急性を要する事案についてアセスメントに基づいた対応を協議します。それぞれの役割分担を決め、チームによる課題解決をめざします。

②職員会議での情報交換

職員会議の時に気になる児童の実態等情報交換の場を設け、職員全体で児童の支援にあたる体制をつくります。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合には、その場の適切な処置をとるとともに、校長・教頭に報告します。また、状況によっては臨時生徒指導委員会を開催し、敏速な対応を行います。状況に応じて高松北警察署生活安全課、花園地区コミュニティ協議会長、民生委員、主任児童委員、花園コミュニティセンター長とも連携を図り、敏速な対応を行います。

5 その他

この基本方針は、実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。